

安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

安芸高田市市長 藤本 悦志

安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成 16 年条例第 42 号)の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 4 条まで (略)	第 1 条から第 4 条まで (略)
(旅費)	(旅費)
第 5 条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の</u> 交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、別表第 2 の	第 5 条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、日</u> 当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表第 2 の

とおりとする。

2 (略)

第 6 条 (略)

別表第 1 (略)

別表第 2(第 5 条関係)

旅費の種類	旅費の額
鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、包括宿泊費及び宿泊手当	安芸高田市職員の旅費に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 46 号)の規定の例により算出して得た額。ただし、鉄道賃及び船賃の旅客運賃の等級に区分がある場合にあつては、最上級の旅客運賃の額を上限とする。
宿泊費	規則で定める額

とおりとする。

2 (略)

第 6 条 (略)

別表第 1 (略)

別表第 2(第 5 条関係)

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1 日につ き)	宿泊料(1夜につ き)		食卓料 (1夜につ き)
					甲地方	乙地方	
旅客運賃	旅客運賃	実費	37 円	3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000 円
急行料金	寝台料金						
特別車両料金	特別船室料金						
座席指定料金	座席指定料金						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第 5 条及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。